第８講　農業・中小企業・消費者問題

1　農業問題

①戦後の農業

A　**農地改革**（1946 年～ 50 年）

軍国主義の温床（おんしょう）である**寄生地主制を解体**，小作農を解放し**自作農**を創設。

B　**農地法**（1952 年）

寄生地主制の復活を防止するために制定。農地の所有・賃貸（ちんたい）・売買に厳しい規制を加えたため，**農家の平均規模は縮小**。農業と工業の生産性・所得格差が拡大することとなった。

※農地法は 1970 年，1980 年に続き 2000 年に改正され，法人形態をとる農業経営も可能となった。また，2009 年には個人でも法人でも農地を借用できるようになった。

C　経済成長下の農業

国際競争力の弱い麦・大豆などの自給率が急速に低下するなかで，コメは食糧管理制度にもとづき政府が全量を買い上げたため生産が増えた。しかし，食生活の欧米化もあり大量の余剰（よじょう）（古米（こまい）・古古米・古古古米など）が発生した。

※ 60 年代の基本法農政から 70 年代の**総合農政**へ。

D　自由化の進行下の農業

現在，**TPP〔環太平洋経済連携（れんけい）協定〕**の参加に向けた交渉・協議が行われている。→ 2015 年に大筋合意したが，2017 年にアメリカが離脱を表明し，2018 年 TPP11 協定として発効。

1988 年　**牛肉・オレンジの輸入自由化**決定（1991 年から）

1993 年　**GATT ウルグアイ・ラウンド**によりコメの部分的開放決定

1995 年　コメの**ミニマム・アクセス〔最低輸入量〕**を段階的に拡大

1999 年　**コメの関税化→**輸入制限品目はなくなる

2001 年　中国からの輸入３品目に暫定的（ざんていてき）なセーフガードを発令

※ネギ・生シイタケ・イグサ

②農業政策の変遷

A　**食糧管理法**（1942 年）

太平洋戦争中に**食糧管理制度**が成立し，政府による米の買い上げと流通管理が行われるようになった。農家から**生産者米価**で高く買い，国民に**消費者米価**で安く売ることで「逆（ぎゃく）ざや」とよばれる赤字が発生するが，戦中や戦後の食糧事情を考えれば，必要な制度であった。

※ 1960 年代にはその目的が変質し，所得補償による農工間の所得格差是正（ぜせい）をねらい，生産者米価が引き上げられた。

B　**農業基本法（1961 年）**

経営の大規模化や**近代化**による自立的な農家の育成と，米作のみでなく畜産や果樹・野菜栽培などを加えた**選択的拡大**がはかられた。

※しかし，「機械化貧乏」や「三ちゃん農業」状態も目立った。

C　**減反（げんたん）政策**（1970 年～）

食生活の欧米化もあり「米あまり」が起き，食糧管理制度の下で生産調整が必要となった。

※減反は 2018 年度に廃止予定。

D　**新食糧法〔食糧需給価格安定法〕**（1994 年）

食糧管理制度は廃止となり，コメの流通や価格について大幅な自由化となった。

E　**食料・農業・農村基本法〔新農業基本法〕（1999 年）**

F　改正食糧法（2004 年）

G　農業者戸別所得補償制度の本格的導入（2011 年）

主要農作物の生産に対し，生産費用と販売価格の差額を交付金として支給する制度。

※ 2013 年度から経営所得安定対策と改称。

③農家の種類→ 1995 年から導入された分類

A　**販売農家**

あ　**主業農家**

農業所得が主で，65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

い　準主業農家

農外所得が主で，65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

う　**副業的農家**

農外所得が主で，65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいない農家。

B　自給的農家

耕地面積 30 a 未満で農業収入が 50 万円未満の零細（れいさい）農家。

④日本農業の課題→食料安全保障の観点を重視

A　**厳しい経営環境→**高齢化と後継者不足

GDP〔国内総生産〕に占める農業生産額の割合は約１％。農業就業人口・農家戸数ともに減少し，農業就業者は全就業者の約２％。

※大量の**耕作放棄地**問題も抱える。

B　**食料自給率の低下**

カロリーベースで**約 37%**（先進国中で最低），生産額ベースで約 66%。

あ　米・鶏卵（けいらん）→ 100%近く

い　野菜→ 80%程度

う　肉類→ 50%程度

え　果実→ 40%程度

お　小麦→ 10%強

か　大豆→５％強

C　農産物の市場開放

D　**地産地消**（ちさんちしょう）の取り組み

E　バイオテクノロジーなど最先端技術の積極的導入

F　**六次産業化**の推進

「農林水産業生産（第一次産業）×加工（第二次産業）×販売（第三次産業）＝第六次産業」という，産業の一体化をはかる。

※ 2011 年に六次産業化法が施行されている。

〈***Note***〉

２　中小企業問題

①中小企業→第二次・第三次産業のみでカウント

A　**中小企業**とは？→**中小企業基本法**（1963年制定，99年改正）による

あ　製造・建設・運輸業など

資本金３億円以下，または従業員300人以下。

い　卸売業（おろしうり）

資本金１億円以下，または従業員100人以下。

う　小売業

資本金5000万円以下，または従業員50人以下。

え　サービス業

資本金5000万円以下，または従業員100人以下。

B　中小企業の割合

企業（事業所）数の約99%，従業者数の約７割，出荷額の約５割，輸出額の約４割を占める。

②中小企業の分類

A　**下請け**（したう）型

B　産地型

C　**ニッチ〔すき間〕**市場型

D　新興（しんこう）市場型

③中小企業の課題→中小企業庁が管轄（かんかつ）（1948年～）

A　日本経済の**二重構造**→中小企業が多いのは欧米も同様

中小企業は大企業と比べ，**資本装備率**（労働者一人あたりの資本設備額）・労働生産性・収益性・賃金・労働条件などの格差が大きい。

※大企業へは大銀行が融資し，中小企業には中小銀行が融資（ゆうし）を行う「金融の二重構造」も存在する。

B　大企業（＝親企業）の**下請け**

親企業と継続的・閉鎖的な取引関係を結ぶ下請けは，不況のしわ寄せを受けやすく，**景気（変動）の安全弁**となっている。

C　大企業の**系列化**

大企業が下請けのうち優秀な中小企業の育成をはかる。

※株式保有，役員派遣，資金・技術供与などを行う。

D　**厳しい経営環境→**高齢化と後継者不足

とくに1990年代の「失われた10年」以降は，海外競争力のない企業の淘汰（とうた）が進んだ。また，アジア通貨危機を契機に広がった1997年の金融不安以降は，銀行による「貸し渋り」「貸しはがし」にあう例も多くなっている。

E　小売業における大企業との競争激化

1998年の**大規模小売店舗法〔大店法〕**（＝大型店の中心市街地への出店を規制）の廃止と**大規模小売店舗立地法**の制定により，2000年から大型店の出店規制が大幅に緩和（かんわ）された。

※以後，専門量販店や大型ショッピングセンター〔SC〕が大量に登場したが，中心市街地の空洞化が進行したため，2007年以降は大型店の郊外への出店が規制された。

④中小企業の活躍

A　**ベンチャー企業**

専門性が高く革新性に富んだ**知識集約型**産業。1999年に中小企業法が改正され，**ベンチャー・ビジネス**育成に重点が置かれるようになった。また，2005年の会社法により最低資本金規定が廃止され，株式会社・合同会社などの設立も容易になった。

※近年は**ネット起業**も多い。

B　**地場（じば）産業**

地域の特性や伝統技術を生かして特産品を生産・販売する，地域密着型の**労働集約型**産業。

C　中堅企業への成長

D　社会的企業・コミュニティビジネスの増加

３　消費者問題

①消費者問題

財・サービスの消費者として，家庭が企業や政府から不快感や被害を受けること。

A　種類

あ　**契約**問題

い　ネット詐欺

う　誇大広告〔不当表示〕

え　欠陥商品・有害商品による健康被害

お　環境汚染

か　**多重債務者の自己破産**

B　**悪徳商法**〔悪質商法〕

キャッチセールス，アポイントメントセールス（デート商法など），かたり商法，霊感商法，催眠商法，**マルチ商法**，ネガティブオプション，ワンクリック請求，特定継続的役務提供など。

C　**消費者主権→**「自立した消費者」「賢い消費者」

生産者や事業者によって誘導される（＝企業主権）ことなく，消費者が自らの意志で商品・サービスを選択し，消費者こそが生産のありようを決定する，という考え。

※**依存効果**（＝情報の非対称性から発生）・**デモンストレーション効果**に左右されない，**グリーン・コンシューマー**である，などが消費者として求められる。

D　**消費者の四つの権利**（1962 年，アメリカの**ケネディ大統領**）

安全を求める権利・知らされる権利・選択できる権利・意見を反映できる権利。

E　**消費者運動**のあゆみ→「四つの権利」の実現をめざす

1947 年　食品衛生法

1948 年　主婦連合会〔主婦連〕設立

1951 年　**日本生活協同組合〔生協〕連合会**設立

1955 年　**森永ヒ素ミルク事件**

　　　　スモン病問題化

1956 年　全国消費者団体連絡会設立

1961 年　割賦販売法

1962年　**サリドマイド事件**

1968年　**消費者保護基本法→**消費者の「保護」が目的

　　　　カネミ油症事件

1970年　**国民生活センター**設立→地方には**消費生活センター**

1974年　日本消費者連盟設立

1994年　**製造物責任法〔PL法〕**→無過失責任主義

1996年　**薬害エイズ**問題

2000年　**消費者契約法**

2001年　電子契約法

　　　　牛海綿状脳症（かいめんじょう）〔BSE・狂牛病〕問題

2002年　食品偽装（ぎそう）事件の多発

2003年　食品安全基本法→食品安全委員会設置

2004年　**消費者基本法→**消費者の「自立支援」「消費者教育」が目的

2005年　振り込め詐欺問題化

2006年　貸金業法→**グレーゾーン金利**の段階的廃止（過払い金の返還進む）

　　　　消費者契約法改正→消費者団体訴訟制度開始

2009年　**消費者庁**設置

2014年　産地偽装事件の多発

②その他の消費者保護キーワード

A　**クーリング・オフ制度**

一定期間内であれば**違約金なしで無条件に契約を解除できる制度**。割賦販売法や**特定商取引法**（もとの訪問販売法）などで定められたものの他，事業者が自主的に設けているものも存在する。

B　産地表示

C　**トレーサビリティ**〔流通履歴管理〕システム

第8講　確認テスト

1　1952年，寄生地主制の復活を防ぐために制定された法とは？
①自作農創設特別措置法　②農地法　③農業基本法　④食糧法

2　1988年に輸入自由化が決定した品目とは？
①バナナ　②牛肉・オレンジ　③コメ　④ネギ・生シイタケ・イグサ

3　環太平洋経済連携協定〔環太平洋戦略的パートナーシップ〕の略称とは？
① APEC　② FTA　③ TPP　④ WTO

4　国が農家から生産者米価で高く買い，消費者米価で国民に安く売る制度を何といったか？
①食糧管理制度　②減反政策
③地産地消　④トレーサビリティシステム

5　高度経済成長期の1961年に制定された法とは？
①食糧管理法　②農業基本法　③食糧法　④食料・農業・農村基本法

6　日本の中小企業の割合は，企業数ベースで約何％か？
① 40％　② 50％　③ 80％　④ 99％以上

7　親企業と継続的・閉鎖的な取引関係を結ぶことを何というか？
①下請け　②系列化　③ベンチャー　④ニッチ

8　1962年，「消費者の四つの権利」を発表したアメリカ大統領とは？
①フランクリン＝ローズベルト　②トルーマン
③ケネディ　④ニクソン

9　2004年に制定された消費者の「自立支援」「消費者教育」を目的とした法とは？
①消費者保護基本法　②製造物責任法〔PL法〕
③消費者契約法　④消費者基本法

10　一定期間内であれば違約金なしで無条件に契約を解除できる制度を何というか？

①ミニマム・アクセス　　②キャッチセールス

③クーリング・オフ　　④トレーサビリティシステム

解答

1	②	2	②	3	③	4	①	5	②
6	④	7	①	8	③	9	④	10	③